

町営住宅の整備では、奔渡団地のうち昭和59年度に建設した住宅の外壁改修を実施します。また、引き続き、まちなか団地の整備に向けて検討します。都市計画については、用途地域と都市施設のあり方を見直し、生活と産業が調和した特色ある都市づくりを目指すほか、公園については適切な管理維持に努めます。

交通安全については、町民の皆さんが悲惨な事故の被害者や加害者にならないよう、交通ルールの遵守を求めるとともに、通学道路などの現地調査を行い、危険な箇所への交通安全施設の整備について関係機関に要望します。

消費生活では、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度に便乗した特殊詐欺被害が発生するなど、詐欺の手法は多様化しています。町民の皆さんが被害に遭わないよう、引き続き



き関係機関や団体と連携し、情報提供や啓発活動に努めます。

消防については、防災対策上、重要な懸案事項であった、厚岸消防署・釧路東部消防組合本部庁舎の津波浸水予想区域外への移転改築について、建設財源である釧路東部消防組合が発行する緊急防災・減災対策事業債の次年度以降の償還財源を一般会計が負担することで財源確保を図り、本年度の完成を目指した整備を支援します。

また、厚岸消防署が行う救急・救命活動を強化するための高規格救急自動車を更新、消火救急活動の安全性を高めるための救助用資機材の更新、消防団員の災害活動時の安全を確保するための安全装備品の整備費を負担し支援します。

防災について、地震・津波災害の対策では、自治会や学校、PTAの要望に応じ、梅香地区の桜通り頂上横高台避難場所への避難階段を整備するほか、塩害による劣化が著しい小島地区の防災行政無線屋外拡声子局を更新するとともに、平成24年6月に北海道が示した津波浸水予測図で浸水区域となった、沿岸から離れた白浜、宮園地区の一部と光栄地区の、災害その他緊急時における情報伝達体制を補完するため、新たに屋外拡声子局を設置します。また、賞味期限切れとなる備蓄用の食料と飲料水を引き続き更新するほか、二次避難所となる太田地区に新たに備蓄物資を配備するとともに、自主防災組織が行う防災資機材の整備や活動に対する

沿岸漁業の振興については、多くの漁業者が漁を行うコンブ資源の増殖のために、厚岸漁業協同組合が行う昆布漁場改良事業や漁場造成環境調査事業などへの支援を継続するとともに、新たに取り組むホタテ養殖試験事業を支援します。

厚岸漁港の整備では、国の直轄特定漁港漁場整備事業計画に基づく、衛生管理型漁港施設の整備が着実に進められています。これらの整備は、流通、加工などを含め、安全で安心な水産物の供給拠点として重要なことから、引き続き早期完成に向けて国に強く働きかけるとともに、厚岸漁業協同組合による市場移転に向けた荷捌所整備について、関係機関と協議を進めます。

床潭漁港については、西側泊地と東側泊地の静穏域確保のため、現在、北海道が静穏度解析を行い、整備方法を検討していますが、外防波堤の整備等により、早期に静穏域が確保されるよう要望します。

また、海岸保全事業についても、早期整備を国や北海道に強く要望します。カキ種苗センターについては、良質な種苗を生産者に安定供給するため、優れた性質を持った親貝の管理に努めるほか、餌料藻類培養システムをLED化し、生産コストの削減を図り効率的な種苗生産に努めます。また、飼育に適した海水を確保するため、新たな海水取水経路の検討を進めます。

カキ育成技術については、厚岸漁業協同組合と連携して、市場ニーズに応



助成を継続します。

町民の皆さんの防災意識の普及では、厚岸町防災訓練として、避難訓練を継続実施することはもちろん、災害時の避難所運営を想定した訓練をより実効性のある内容で引き続き実施するとともに、防災講演会を開催するなど、発災後5年が経過した東日本大震災の教訓を風化させない取り組みを進めます。また、自治会との連携による避難所運営演習、教育委員会との連携による防災標語の募集を継続実施するほか、子どもたちの防災意識の向上を図るための防災教育を推進します。

また、防災、衛生、景観等で地域住民の生活環境に影響を及ぼしている町内の空き家の概況についての調査を踏まえ、空き家対策を推進します。

治山対策については、決壊箇所の復旧や危険箇所の予防対策として梅香、筑紫恋、尾幌などにおいて、北海道が



えられるように、粒のそろった高品質なカキの量産を目指して新しい養殖資材の有用性を検討するなど、その方法を研究します。

さらに、カキ養殖業の基盤をより強固なものにするため、これまでのシングルシード種苗の供給に加え、厚岸漁業協同組合が行うカキ人工種苗生産施設にカキ種苗センターから幼生や餌料藻類を供給し、将来にわたって地場でカキ種苗を生産できるように支援します。

また、アザラシによる漁業被害対策については、被害状況の把握を継続し、国や北海道などの関係機関との連携により、有害駆除も視野に入れた将来の防除対策のあり方について協議します。

近年における厚岸町の農業は、国際的な農業交渉や生産費用の増加、担い手の減少による離農や高齢化など、将来への不安が増しています。

一方、平成26年度から新規就農支援を拡充したことで新たな就農者が着業しており、既存農家はもとより新規就

事業主体となり6件の治山工事を行う予定です。また、危険が予想される箇所や復旧を要する箇所についても、引き続き北海道に要望します。

治水対策については、奔渡川の護岸改修を継続するほか、矢白別演習場内の河川における土砂流出対策と未整備流域の調査・設計が継続されるよう国に要望します。

廃棄物対策については、町民の皆さんの理解と協力を得ながら、ごみの減量化と資源化の徹底を推進します。

情報ネットワークについては、厚岸情報ネットワークの一層の利用増進を図るため、引き続きインターネット用光ケーブルを増設します。

にぎわいに満ちた活力と魅力あるまちづくり

厚岸町の経済への影響が懸念されるT P Pについては、2月4日に加盟12カ国による調印が行われ、昨年10月の大筋合意の内容が確定しました。本町の基幹産業にとってはマイナス面が危惧されるところですが、国は『総合的なT P P関連政策大綱』を決定し、関連した事業の新設や、予算を確保するなどT P Pの影響に関する国民の皆さんの不安を払拭する方策を明らかにしたところです。

厚岸町としては、政府の動向を注視しながら、国が責任をもってT P Pの影響を最小限にとどめる手立てに必要な予算を確保し、対策を着実に遂行するよう強く求めるなど、今後も関係す

農者や経営継承者への支援を拡充していくことが、厚岸町の農業が持続的に発展していくために必要です。

このため、飼料生産基盤の整備による草地型酪農に立脚した経営基盤の強化に努めるほか、新規就農支援などにより、魅力ある就農環境の整備を図るとともに、担い手の育成支援について関係機関と一体となって取り組みます。農業生産基盤については、良質な粗飼料確保のため尾幌第2地区において、道営事業による草地整備事業が継続実施されるほか、本年度から新たに釧路太田東部地区の草地整備事業が実施となつています。

また、釧路太田農業協同組合で運営する農作業受委託事業、いわゆるコントラクター事業に用いる作業機械の更新を支援し、良質な粗飼料を生産する草地型酪農経営を推進します。さらに、浜中町農業協同組合の事業主体により、本年度から2カ年でトライベツ地区に整備される搾乳牧場の整備を支援します。

